



目次	ページ
告示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (2件) (経営支援課)	1
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	2
公告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	2
○政治団体解散の届出	3
正誤	
◎正誤 (平23・7・19付け 告示ほか)	4

告 示

高知県告示第774号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
平成23年12月13日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
株式会社エースワン 代表取締役 中山 土志延
- (2) 届出者の住所
高知市南御座11-7
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エーマックス一宮店
高知県高知市薊野南町28-12
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所

株式会社エースワン	代表取締役 中山 土志延	高知市南御座11-7
-----------	-----------------	------------

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年7月17日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,825平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
111台
イ 駐輪場の収容台数
52台
ウ 荷さばき施設の面積
131平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
50.58立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後12時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時45分から午前0時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成23年11月16日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第775号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
平成23年12月13日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登
- (2) 届出者の住所
香川県高松市多肥上町1210
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ須崎店
須崎市神田字新町屋敷2485-1他数筆
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ビッグ・エス	代表取締役 大坂 尚登	香川県高松市多肥上町1210

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年7月17日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,966平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
194台
イ 駐輪場の収容台数
114台
ウ 荷さばき施設の面積
89平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
47.55立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後9時15分
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

- 帯
午前6時から午後8時まで
- 2 届出年月日
平成23年11月22日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
須崎市企画課商工観光係
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第776号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成）
- 2 作業期間
平成23年11月10日から平成24年3月30日まで
- 3 作業地域
物部川下流域及び仁淀川下流域

高知県告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年12月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町上八川 下分字上高磊10670 番から	前	18.8	115
		36.6	
吾川郡いの町上八川		25.0	

下分字梅ノ木谷 10650番まで	後	49.0	115
---------------------	---	------	-----

高知県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年12月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城川橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町上成 1030番1から 高岡郡橋原町上成 1055番まで	前	8.1	302
		30.1	
高岡郡橋原町上成 1055番まで	後	8.1	302
		35.1	

高知県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年12月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町逆 川字江石75番1から 香美市土佐山田町逆 川字長田52番1まで	前	5.5	210
		14.4	
香美市土佐山田町逆		10.5	

川字江石75番1から 香美市土佐山田町逆 川字長田45番4まで	B	46.9	175
	後	10.5	175
香美市土佐山田町逆 川字江石75番1から 香美市土佐山田町逆 川字長田45番4まで		46.9	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成23年11月11日 23高西土第815号	土佐市宇佐町宇佐字 川原田2091番1ほか	土佐市波介4383番 地1 土佐市農業協同組 合 代表理事 馬 場 義人

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつた。

平成23年12月13日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
仁淀川町 維新の会	左京 憲昌	植木 明彦	吾川郡仁 淀川町二 ノ滝137 番地	平23・11・ 1

高知県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成23年12月13日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
川井政徳後援会	土佐郡土佐町高須1489-5	池添 栄亀	解散	平23・11・14

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平23・7・19	9357	○告示	1	左 (27)	高知県告示第477号	高知県告示第476号
平23・9・20	9375	◎規則	1	右 (1)	第10条第1項中「又は特許権等(」を「、特許権等(」に、	第10条第1項中「又は特許権等」を「、特許権等」に、
				右 (23)	第18条第3項中「審査会」を「会議」に、	第18条第3項中「審議会」を「会議」に、
平23・11・18	9392	○告示	1	右 (13)	高知県告示第738号の2	高知県告示第738号